

特別徴収税額通知受取方法変更届出書

年 月 日 提出 (宛先) 豊田市長	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 <small>(住所)</small>	〒 一										特別徴収義務者 指定番号			
			名称 <small>(氏名)</small>											連絡先 <small>部署</small>		
			個人番号又は <small>法人番号</small>												担当者	
										電話	一 一					

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。					変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。						
特別徴収 義務者用 (会社用)	<input type="checkbox"/>	電子データ (eLTAX)	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ (eLTAX)	<input type="checkbox"/>	書面				
納税義務者用 (従業員等、 本人用)	<input type="checkbox"/>	電子データ (eLTAX)	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ (eLTAX)	<input type="checkbox"/>	書面				
通知先メールアドレス												
備考												

【注意事項】

- 1 本届出書は、eLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法及び通知先メールアドレスを変更する場合に使用してください。※eLTAXで給与支払報告書を提出していない場合は、電子データの受取はできません。
- 2 本届出書の受付時期によっては、次回通知に変更を反映できかねる場合があります。なお、当初の通知書（毎年5月中旬頃に発送）での受取方法の変更を希望する場合は、その前年度の3月31日まで（閉庁日の場合は翌閉庁日まで）にご提出ください。
- 3 「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみeLTAXあてに送信し、書面による通知書は送付しません。また、「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 4 「電子データ」を選択した場合は、メールアドレスを必ず記入してください。記入がない場合は書面での通知となる場合があります。
- 5 納税義務者用の通知の受取方法は会社ごとに設定しますので、特定の従業員等のみ受取方法を別にすることはできません。
- 6 本市においては、1つのeLTAX利用者ID（納税者ID）に対して、1つの特別徴収義務者指定番号の設定しかできません。そのため、仮に、入金と通知先のeLTAX利用者ID（納税者ID）が異なる場合は、入金のeLTAX利用者ID（納税者ID）で上書きする場合があります。ご了承ください。

【提出・問合せ先】

〒471-8517
 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 市民税課
 電話 (0565) 34-6617 (直通) FAX (0565) 31-4488